官

○農林水産省令第六十八号

第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項

平成十八年七月二十八日

農林水産大臣臨時代理 国務大臣

川崎二郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

タムシ」を、キクスイカミキリ」の下に「、キスジカンムリヨコバイ」を、クロトンアザミウマ」の 下に「、アカヒメヘリカメムシ」を「アズキゾウムシ」の下に「、アワノメイガ、アワヨトウ」を「オ新五条の二第一号中「アカタテハ」の下に「、アカハネオンブバッタ」を「アカハネナガウンカ」の オメノコギリヒラタムシ」の下に「、オオヨコバイ」を「オナガミズアオ」の下に「、カクムネヒラ

項地域の欄中「インド」の下に「、トルコ、ネパール、ブータン」を加える。「、パラグアイ」を加え、同表五の項地域の欄中「カナダ」の下に「、メキシコ」を加え、同表八の別表二の一の項地域の欄中「キプロス」の下に「 、サウジアラビア」を、コロンビア」の下に

, 陈 : 則

官

項に係る部分を除く。)は、平成十九年八月十日から施行する。 この省令は、平成十八年八月十日から施行する。 ただし、別表一の改正規定 (同表一の項及び二の